

報告第1号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成19年3月1日提出

天理市長 南 佳 策

専決第 1 号

専 決 処 分 書

平成18年12月19日午後 7 時頃天理市三昧田町 1 番地先の市道 4 号線上で発生した物損事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例第25号）第 3 号の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 8 日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 10,000円